

○上越市斎場予約システムの利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、上越市斎場予約システム（以下「本システム」という。）を利用するためには必要な事項を定めるものです。

(要領の同意)

第2条 本システムは、この要領に同意されていることを前提に提供するものとし、利用の前に必ずこの要領の内容を確認いただき、この要領に同意できない場合には利用できないものとします。

(利用環境)

第3条 本システムは、インターネットの利用を前提としたシステムであり、利用者は次の利用環境を自己の責任において準備することとします。

- (1) WWWブラウザのEdge、Chrome、Safari が動作する電子計算機
- (2) JavaScript が利用できる環境
- (3) インターネットが利用できるネットワーク環境
- (4) 繼続して利用が可能な電子メールアドレス
- (5) PDF形式が閲覧できるソフト環境

2 本システムにおいては、外字及び機種依存文字の使用はできません。

(利用時間)

第4条 本システムの利用時間は、24時間とします。ただし、次の各号に掲げる場合、市は利用者への事前通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

- (1) 本システムの保守等の必要があるとき
- (2) 予約が著しく集中したとき
- (3) 本システムに障害その他やむを得ない理由が生じたとき
- (4) 天災、事変など非常事態が発生したとき

(個人情報の保護)

第5条 市は、本システムにより利用者から受け付け、処理したデータは、上越市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上越市条例第31号）に基づき適正に管理します。

(利用者によるログインアカウントの登録)

第6条 利用者は、本システムを利用するに当たり、事前に利用者登録を申請します。

2 市は、申請された内容が適当と認めるときは、ログインアカウントを登録し、利用者に

通知します。

(ログインアカウントの変更及び廃止)

第7条 利用者は、登録を変更又は廃止する場合は、登録変更又は廃止を申請します。

(ログインアカウントとパスワードの管理)

第8条 利用者は、発行されたログインアカウントとパスワードについて、自らの責任において厳重に管理するものとし、パスワードについては定期的な変更等により第三者への漏えい防止に努めることとします。

2 市は、ログインアカウントとパスワードを用いて本システムにより行われた予約について、そのログインアカウントの利用者により行われたものとみなします。

(斎場の予約)

第9条 利用者は、死亡の事実が発生してから予約を行うものとし、1体につき1予約のみとします。

(禁止事項)

第10条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを斎場の空き状況の確認、予約等以外の目的で使用すること。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の法令に反すると認められる行為を行うこと。
- (3) 本システムに対し、不正なアクセスやウイルスの送付等の行為を行うこと。
- (4) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し又は破壊すること。
- (5) 他の法人の情報又は虚偽の情報によりログインアカウントを登録すること。
- (6) 他の利用者のログインアカウント及びパスワードを不正に使用すること。
- (7) 他の者にログインアカウント及びパスワードを使用させること。
- (8) 死亡前に予約を行うこと。
- (9) 1遺体につき複数の予約を行うこと。
- (10) 利用しない予約を取り消すこと。

(ログインアカウントの抹消又は本システムの停止)

第11条 市は、次の各号に該当する場合は、利用者のログインアカウントを予告なく抹消すること又は本システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

- (1) 前項各号のいずれかに該当する行為が明らかなとき又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由があるとき
- (2) 上越市斎場条例（昭和47年上越市条例第18号）、上越市斎場規則（昭和47年上越市規則第19号）及び斎場利用案内に違反したとき又は違反に該当する行為があ

ると疑うに足りる相当な理由があるとき

- (3) 本システムの利用が長期間ないとき
 - (4) その他管理上支障があると市長が認めるとき
- (障害時の対応)

第12条 利用者は、本システムが障害等により利用できない場合には、午前8時30分から午後5時15分までに電話等の方法により斎場の空き状況の確認、予約等の手続を行うこととします。

(免責事項)

第13条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市は、本システムの改修及び運用の停止、休止、中断等を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

(損害賠償)

第14条 市は、利用者が故意又は正規な使用方法に従わず、本システムを破損し又はそのデータを消去しもしくは破損した場合は、その損害賠償を求めるものとします。

(コンテンツの保護)

第15条 本システムに含まれているコンテンツの修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(リンクの制限)

第16条 市の許可なく本システムへのリンクを禁じます。

(要領の変更)

第17条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この要領を変更することができるものとします。

2 市は、本要領を変更した場合は、本システムに変更後の要領を掲載することとします。
3 利用者は、利用の都度、この要領を確認することとし、この要領の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の要領に同意したものとみなします。

(その他)

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月24日から適用します。